【規程番号　神女短Ⅵ－004】

神戸女子短期大学職業紹介事業運営規程

（総則）

第１条　本学は、職業安定法第 33 条の 2 の規定により職業の斡旋を行う。

（斡旋）

第２条　本学で行う職業の紹介斡旋は、本学在学生及び卒業生についてのみ行い、すべて無償とする。

（求人）

第３条　本学は、すべての職種についての求人申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 申込みの内容が法令に違反しているもの

(2) 雇用条件が不適当であると認めたもの

（求人票）

第４条　本学に対する求人申込みは、求人票によって行い、各事項について漏れなく記入したものでなければならない。

（求人申込み）

第５条　求人申込みは、作業内容、勤務時間、給与等労働条件を明示しなければならない。

（申込みの受理）

第６条　本学は、本学在学生及び卒業生のすべての求職の申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 申込みの内容が法令に違反しているもの

(2) 申込み内容が、学校教育上穏当でないと認めたもの

（求職の要項）

第７条　求職の申込みは、求職の要項について漏れなく記入したものでなければならない。

（紹介斡旋）

第８条　本学で行う職業の紹介斡旋事務は、学長名をもってキャリアサポートセンターで行う。

（就職の決定）

第９条　本学で行う職業の紹介斡旋は、文書をもってすることを本体とし、就職の決定は求人者との合意による。

（紹介斡旋の条件）

第 10 条　労働争議に介入しないため、争議中の工場、事業場等に対する求職者の紹介斡旋はしない。

（守秘義務）

第 11 条　職業の紹介斡旋の取扱者は、求職並びに求人の個人の情報を漏洩してはならない。

（求人の待遇）

第 12 条　職業紹介斡旋の取扱者は、求職並びに求人の何びとに対しても均等待遇を保障し、一切差別的取扱いをしない。

（職業の紹介斡旋）

第 13 条　職業の紹介斡旋は、求職者の能力に応じた職業で、求人条件に適合したものを紹介することに努めるものとし、あらかじめ求人条件を求職者に公示して、希望者を募った上で紹介するものとする。

（通知）

第 14 条　求職者、求人者ともに、両者の合意によって就職が決定した場合、直ちに本学にその旨を通知しなければならない。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。